

社会福祉法人イエス団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人イエス団（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 専任役員等（法人の役員等であって、理事会及び各種委員会出席以外に法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たる者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(専任役員等の報酬等の算定方法)

第3条 専任役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員兼務役員の報酬等の算定方法)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事に対しては、次の各号による総括する範囲等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 専任役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。（1） 報酬については、翌月25日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した翌月25日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条** 新たに専任役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 専任役員等が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、専任役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条** この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条** 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条** この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条** この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、2023（令和 5）年6月15日から施行する。

別表 1 (専任役員等の報酬)

	報酬額
理事長報酬	月額150,000円以内～月額 250,000円以内
常務理事報酬	月額100,000円以内～月額 200,000円以内

(年間最大総額 5,400,000円)

別表 2 (職員理事の報酬)

	報酬額
常勤理事報酬	月額50,000円以内～月額 100,000円以内

(年間最大総額 4,800,000円)

別表 3 (非常勤役員等の報酬)**(1) 評議員**

	日額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

(年間最大総額 500,000円)

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席 (半日/全日)	25,000円～50,000円
理事会、評議員会への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

(年間最大総額 1,000,000円)